

2 事業の目的と概要	
<p>(1) 事業概要</p>	<p>バングラデシュ南東部コックスバザール県コックスバザールサダール郡、イードガウ郡およびウキア郡の3郡¹において、地域子どもグループおよび子どもの保護委員会の育成、行政職員の能力強化、虐待やネグレクト、搾取、および暴力等の子どもの保護の課題（以下、「子どもの保護の課題」と記載）に対応する行政組織の活性化を通して、子どもを虐待やネグレクト、搾取、および暴力から保護するシステムの強化を行う。また、事業実施で得た学びを踏まえ、国・県レベルで、子どもの保護システム強化に関する政策提言活動を実施する。</p> <p>This project is aimed at strengthening child protection system in Cox' s Bazar Sadar Upazila, Eidgah Upazila and Ukhia Upazila by enhancing community-based child protection mechanisms, capacity building of the relevant governmental staff and formation of relevant committees. By documenting lessons and learnings of the project, the project will advocate for child protection system strengthening at both national and district levels.</p>
<p>(2) 事業の必要性と背景</p>	<p>(ア) バングラデシュにおける子どもの保護に関する課題・背景</p> <p>バングラデシュ人民共和国（以下、バングラデシュ）の人口は1億6,469万人であり²、そのうち約40%が18歳未満の子どもである³。同国は「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連で採択された1989年に同条約を批准し、また、2013年には「子ども法(Children' s Act 2013)」を制定した。同法は「児童の権利に関する条約」の履行のために必要な措置について定めている。また、子ども福祉の分野においては、社会福祉局（Department of Social Services）⁴が中心的な役割を果たすことが求められている。しかし、同法に関する規則は策定段階であり、施行されていない。</p> <p>バングラデシュ統計局および国連児童基金（ユニセフ）が2019年にバングラデシュで実施した複数指標クラスター調査（MICS）によれば、1-14歳の子どもたちのうち、過去1か月に、養育者による身体的・精神的暴力を受けた子どもの割合は88.8%にのぼる⁵。また、5-17歳のうち児童労働に関与している子どもは6.8%で、20-24歳の女性のうち初婚年齢が18歳未満である女性が51.4%である⁶。下記に詳述の通り、子どもの保護の課題に対応する体制に関する規定は存在するものの、体制が十分に機能しているとはいえず、子どもたちは虐待や児童婚等のリスクにさらされている。</p> <p>(イ) 事業対象地における課題・背景</p> <p>同国南東部チッタゴン管区コックスバザール県は、長い海岸を有し、観光業や漁業が発達しており、約265万人の人口を擁する⁷。本申請事業の対象地のコックス</p>

¹ 本事業1年次の申請段階では、コックスバザールサダール郡とウキア郡の2郡が事業対象地であったが、2021年7月にコックスバザールサダール郡がイードガウ郡と分割される旨、バングラデシュ政府によって発表された。2年次において、地理的な観点で事業対象地に変更はないが、新たな行政区分としてイードガウ郡を事業対象地として追加で記載することとする。

² World Bank, Open Data Bangladesh Population 2020 (<https://data.worldbank.org/country/bangladesh>), 2021/9/7 時点

³ Government of Bangladesh, Bangladesh Population and Housing Census 2011

⁴ 社会福祉省（Ministry of Social Welfare）の下に1961年に設置された局であり、主に脆弱層に対する支援を行う。

⁵ Bangladesh Bureau of Statistics, UNICEF, "Multiple Indicator Cluster Survey 2019", p.18

⁶ Bangladesh Bureau of Statistics, UNICEF, "Multiple Indicator Cluster Survey 2019", p.18

⁷ Inter Sector Coordination Group, "Joint Response Plan, Rohingya Humanitarian Crisis January-December 2021", p.10 バングラデシュの最新の人口統計（2011年）および世界銀行の推計値に基づく。なおコックスバザール県内には9つの郡が存在する。ウキア郡、イードガウ郡、コックスバザールサダール郡はそのうちの3郡である。ウキア郡は多数のロヒンギャ難民を受け入れており、また、コック

バザールサダール郡とイードガウ郡の人口は合わせて 517,149 人、ウキア郡の人口は 241,140 人である⁸。同県ウキア郡とテクナフ郡には、ミャンマー・ラカイン州における暴力から避難してきた難民が約 88 万 4 千人居住している⁹。これらの難民および難民受け入れ地域（ホスト・コミュニティ）の人々に対して、コックスバザールサダール郡内のコックスバザール市に集中する行政組織・支援団体等により、支援活動が実施されている。2017 年以降の大規模な難民流入は、ホスト・コミュニティに様々な影響を与えている。支援団体による調査や、当会が 2019 年 11 月にバングラデシュの社会福祉局と合同で実施した予備調査¹⁰（以下、予備調査）を通して、事業対象地において、子どもの保護システムが十分に機能しておらず、子どもの保護の課題への対応が不十分であることが明らかとなった。詳細は以下の通りである。

多様な子どもの保護の課題の存在：

事業対象予定地であるコックスバザール県は、上述の通り、難民流入の影響を強く受けている。また、同県は子どもの虐待や児童婚、児童労働など、多様な子どもの保護の課題が存在している地域でもある。2019 年に実施された複数指標クラスター調査（MICS）によれば、「子どもに対する体罰が必要」と考える人の割合がバングラデシュ全体では 35.0%であったのに対し、チッタゴン管区では、42.1%であった¹¹。難民流入後も子どもの保護のリスクは存在しており、難民支援の調整を行うセクター間調整グループ（Inter-Sector Coordination Group: ISCG）がホスト・コミュニティにおいて実施した調査によれば、難民流入後、社会経済的影響に伴い、児童労働に従事している子どもや、主たる養育者と離ればなれになった子どもなど、保護に関するリスクにさらされた子どもがいる世帯は 16%にのぼる¹²。具体的には、20-25 歳の女性のうち、18 歳未満で結婚した割合は 32%であり、児童労働に従事している子どもは 10%にのぼる¹³。また、上記予備調査では、身体的・精神的な体罰が家庭および学校双方で行われていることや、性的虐待に関する課題が挙げられた。これに加え、新型コロナウイルス感染症拡大以降そのリスクは増大している。

上述のように子どもの保護に関する課題は多岐にわたり、課題同士が関連していることが多い。また、一人の子どもが複数の課題やリスクに直面していることもあることから、特定の課題への対応ではなく、子どもの保護の課題に包括的に対応する体制および子どもの保護システムの構築が求められる。

子どもの保護システム：

子ども保護システムについて、システムを構成する主要な要素としては、1) 法的枠

スバザールサダール郡は、行政機関の集まるコックスバザール県の中心地である。

⁸ Inter Sector Coordination Group, “Joint Response Plan, Rohingya Humanitarian Crisis January-December 2021”, p.17 バングラデシュの最新の人口統計（2011 年）および世界銀行の推計値に基づく。コックスバザールサダール郡からイードガウ郡が分割された後の統計は未だ発表されていない。なお、郡の下の行政単位として、「市(Municipality)」および「ユニオン」がある。ウキア郡とイードガウ郡内にはそれぞれ 5 つのユニオン、コックスバザールサダール郡内には 1 つの市と 5 のユニオンが存在する。ユニオンの下の行政単位としては、「ワード」があり、1 つのユニオンに 9 つ、1 つの市に 12 のワードがある。

⁹ Inter Sector Coordination Group, “Joint Response Plan, Rohingya Humanitarian Crisis January-December 2021”, p.10

¹⁰ セーブ・ザ・チルドレンおよび社会福祉局が合同で予備調査を実施した。本調査はウキア郡およびコックスバザールサダール郡（現在のコックスバザールサダール郡とイードガウ郡）において、主に、子どもや養育者に対するフォーカスグループディスカッションや、子どもの保護の課題に関わる社会福祉局・警察・教員・その他子ども支援を行う機関の職員に対する個別聞き取り調査、県・郡の行政職員に対するコンサルテーション会合を通して実施した。

¹¹ Bangladesh Bureau of Statistics, UNICEF, “Multiple Indicator Cluster Survey 2019”, p.287

¹² ISCG, Multi-Sector Needs Assessment - Host Community, Ukhia and Teknaf Upazilas, Cox’s Bazar, Bangladesh, April 2019, p.7

¹³ ISCG, Multi-Sector Needs Assessment - Host Community, Ukhia and Teknaf Upazilas, Cox’s Bazar, Bangladesh, April 2019, p.6

組み、2) 国家戦略、3) 関連行政機関の調整機能、4) 社会福祉関連職員の強化、5) 十分な資源の投入、6) データ収集システム、7) 地域による課題の予防および対応、8) 子どもの保護に関する認識や慣習が挙げられる¹⁴。特に本申請事業では、県・郡レベルで対応の優先度が高く、また実現可能性の高い、3) 関連行政機関の調整機能、4) 社会福祉関連職員の強化、7) 地域による課題の予防および対応、8) 子どもの保護に関する認識や慣習に焦点を当てて、活動を計画・実施してきた。1年次の活動結果も踏まえつつ、ニーズ及び背景を記述する。

子どもの保護の課題対応における、関連行政機関の調整・連携の不足（上記、「3）関連行政機関の調整機能」に関連）：

上述の「子ども法(Children's Act 2013)」に基づき、県・郡の両レベルにおいて、子ども福祉協議会 (Child Welfare Board) が設置され、子ども支援に関わる多様なセクターの行政職員¹⁵が会合に参加することとなっている。予備調査を通して、対象郡では、定期会合は開催されているものの、会合の目的や役割、またその意義については会合のメンバーおよびその他の子どもの保護に関わる団体にも十分に認識されていないことが判明した。子ども福祉協議会員への研修・会合開催支援を1年次後半に予定しており、2年次も継続して技術的支援、フォローアップを進めていく。また、個別支援を行うケースマネジメントについても、保護に関するリスクや課題を抱える子どもの特定、被害状況と問題の評価、支援計画策定、支援の提供、モニタリング・フォローアップ、ケースの終結といったプロセスにおいて、その手順、流れが機能しているとは言えない状態であり、1年次後半に、社会福祉局とワークショップを開催し、ケースマネジメントの標準業務手順書 (Standard Operational Procedures、以下 SOP) を作成する計画となっている。また、合わせて1年次後半には、子ども保護関係機関と会合を開催し関係構築を行うほか、社会福祉局が子ども保護関係機関へケースを付託した後のフォローアップ状況等を確認することを予定している。2年次となる本年においては実際に SOP を運用した結果を踏まえ、SOP をより現場に即した形に改訂するとともに、1年次で構築した子ども保護関係機関との連携体制をさらに強化することが必要である。

子どもの保護支援に関わる人員数の不足（上記、「4）社会福祉関連職員の強化」に関連）：

上述の「子ども法(Children's Act 2013)」には、保護司の設置や子ども福祉協議会の開催等、子どもの保護に関する体制整備について定められているものの、現状は人員が不足している。早期にユニオンソーシャルワーカーの人員増を実現することは困難であるため、1年次でユニオン・市ソーシャルワーカーの業務を補佐することを目的としてユニオン・市ファシリテーター17人を任命し、能力強化研修を行った。研修では、子どもの権利と発達、子どもの保護の重要性、子どもの保護に関する問題（虐待、ネグレクト、搾取、暴力など）、ケースマネジメント、心理的応急処置、コミュニティ組織の形成、コミュニケーション・ファシリテーションスキルなどの基礎的な内容を網羅した。2年次には、1年次に任命したユニオン・市ファシリテーターが、ユニオンソーシャルワーカーの業務の補佐や地域グループの取り組みをフォローするなど1年次の活動を継続し、現場における課題やニーズに対応可能となるようユニオン・市ファシリテーターの養成に注力す

¹⁴ Save the Children, "Strengthening Child Protection System Guidance for Country Offices", 2019, p.13.

¹⁵ 参加者は「子ども法(Children's Act 2013)」に規定されており、県レベルでは、県長 (District Commissioner)、県警の管理職、県司法支援サービス委員長の推薦者、県の刑務所の管理職、県の子どもの担当職員、県の教育担当職員、社会福祉局副部長推薦の保護司、社会福祉局副部長 (書記) 等が参加することとなっている。郡レベルでは、郡長 (Upazila Nirbahi Office)、郡女性担当職員、郡教育担当職員、子ども担当警察官、保護司、郡レベルの社会福祉局職員等が参加することとなっている。

る必要がある。

子どもの保護支援に関わる人員の能力の不足（上記、「4）社会福祉関連職員の強化」に関連）：ユニオンソーシャルワーカーは、郡内のユニオンにおける、子どもの保護の課題の特定、対応、フォローアップ等を職務とするが、人員不足で業務がひっ迫している社会福祉局職員の職務の補佐が業務の大半を占めるのが現状であり、十分に子どもたちの課題の特定・対応に時間が割けておらず、その実践経験も不十分である。そのため、上述の通り1年次でユニオン・市ソーシャルワーカーの業務を補佐することを目的としてユニオン・市ファシリテーター17人を任命し、能力強化研修を行った。また、社会福祉局には国レベルで国立社会福祉アカデミー（National Social Services Academy）が存在し、社会福祉局の職員に対する能力強化を行っているが、特にケースマネジメントに関する研修内容は十分に定まっていなかった。そのため、1年次に国立社会福祉アカデミーの研修パッケージのレビューを実施した。当研修パッケージと1年次に明らかになった課題を基に、引き続き社会福祉局職員や子どもの保護に関わるその他の職員への能力強化研修を行う必要がある。

地域住民レベルの子どもの保護体制の欠如（上記、「7）地域による課題の予防および対応」「8）子どもの保護に関する認識や慣習」に関連）：「子ども法（Children's Act 2013）」の規則案には、地域における子どもの保護委員会の形成について定められている¹⁶。しかし、コックスバザール県では、難民キャンプに極めて近い場所で一部実施されているにとどまっていたため、1年次に子どもの保護委員会の設立と研修を行い、2年次にはさらなる子どもの保護委員会の設立及び子どもの保護委員会が子どもの保護の課題の予防・対処を行う役割を果たせるよう能力強化を図る必要がある。

子どもの保護に関する支援拠点の欠如（上記、「7）地域による課題の予防および対応」に関連）：上述した地域における子どもの保護委員会を形成したとしても、会合を実施する場所や、個別対応が必要なケースについて、プライバシーを確保して協議したり、活動に使用する資料や教材等を安全に保管したりできるスペースがなく、実際に活動をするのが困難である。また、事業対象地には、地域子どもグループのメンバーをはじめとする地域の子どものたちが平等にアクセスでき、子どもの権利や子どもの保護について話し合うことのできる場所が存在しない。学校については、通学をしていない子どもたちを含め、安心して学校を使うことができない子どもたちが存在することや、使用できる時間が限定的であること、また、教育・学校関係者の判断により急に使用が制限される場合があること等を踏まえると、子どもの保護を促進する拠点としての活用は困難かつ不適切である。虐待等の子どもの保護の課題は、子ども・家庭・地域社会のあらゆるアクターが連携して包括的に取り組むことが重要であり、誰もが平等にアクセスでき、長期にわたって利用することのできる子ども支援の拠点が必要である。これらの状況を踏まえ、2年次よりコミュニティセンターの設立に着手する。

子ども支援に関する情報不足（上記、「8）子どもの保護に関する認識や慣習」に関連）：子どもへの支援サービスは存在するものの、十分に周知されているとは言えず、難民キャンプで9%の回答者が子ども支援に関する情報を有していると

¹⁶ 委員会の形成基準（各ユニオンに3委員会など）や構成メンバー（ユニオン選出代表、教員、保健ワーカー、宗教リーダー、青年期の男女等）について規定されている。

	<p>回答したのに対し、ホスト・コミュニティにおいては3%にとどまった¹⁷。そのため1年次には地域住民に対する子ども支援および子どもの保護に関する啓発活動を開始したが、継続的に子どもの支援および子どもの保護システムに関する情報を共有し、子どもたちが適切な支援を受けられるようにする必要がある。</p> <p>上述のような課題を踏まえ、バングラデシュ政府は、社会福祉局が中心となって子どもの保護システムの確立を目指している。「子ども法」の規則案の整備等に着手する一方で、ケースマネジメントの体制整備や、職員および関係機関の能力・連携強化に関する取り組みは十分になされておらず、1年次に引き続き継続的な能力強化、体制強化のための取り組みが求められる。</p> <p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本申請事業は、目標16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」(主にターゲット16.2、16.6)の達成に、直接寄与する。また、子どもの保護システムを通して児童婚や性的虐待の課題に対応することにより、SDGsの目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」(主にターゲット5.2)の達成に、間接的に寄与する。</p>																								
	<table border="1" data-bbox="336 1003 1410 1256"> <thead> <tr> <th>ジェンダー平等</th> <th>環境援助</th> <th>参加型開発／ 良い統治</th> <th>貿易開発</th> <th>母子保健</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1:重要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>2:主要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>1:重要目標</td> <td>0:目標外</td> </tr> <tr> <td>栄養</td> <td>障害者</td> <td>生物多様性</td> <td>気候変動(緩和)</td> <td>気候変動(適応)</td> <td>砂漠化</td> </tr> <tr> <td>1:重要目標</td> <td>1:重要目標</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> <td>0:目標外</td> </tr> </tbody> </table>	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災	1:重要目標	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	栄養	障害者	生物多様性	気候変動(緩和)	気候変動(適応)	砂漠化	1:重要目標	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災																				
1:重要目標	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外																				
栄養	障害者	生物多様性	気候変動(緩和)	気候変動(適応)	砂漠化																				
1:重要目標	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
	<p>●外務省の国別開発協力方針との関連性 日本政府の対バングラデシュ国別援助方針の重点分野(中目標)には、「社会脆弱性の克服」が掲げられている。本事業は地域および行政の子どもの保護システムの確立を目指した活動により、社会脆弱性の克服に寄与する。</p> <p>●「TICAD VIおよびTICAD 7における我が国取組」との関連性 該当なし</p>																								
<p>(3) 上位目標</p>	<p>コックスバザール県コックスバザールサダール郡、イードガウ郡およびウキア郡において、虐待やネグレクト、搾取、および暴力等の子どもの保護のリスクから子どもたちが守られる。</p>																								
<p>(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)</p>	<p>事業対象地域において、地域および行政の子どもの保護の課題に対応する仕組み・能力が強化され、子どもたちが保護に関する支援を受けられる体制が整備される。また、国・県レベルでの政策提言活動を通して、事業が他地域にも応用されるべきものとして認識される。</p> <p>(今期事業目標) 地域および行政のレベルにおいて、子どもの保護の課題に対応する仕組み・能力が強化される。</p>																								

¹⁷ Terre des hommes, "Rapid Situation Assessment Report", 2018, p.14.

(5) 活動内容

上記の目標を達成するために、以下のコンポーネント1~3の活動を実施する。

1. 地域住民主体の子どもの保護体制の構築・強化

本コンポーネントは1年次に活動の開始、2年次に活動の強化、3年次に活動の定着を目指している。2年次では、地域子どもグループや地域子どもの保護委員会を引き続き設立し、活動の拠点となるコミュニティセンターの設置や地域での子どもの保護に関する啓発活動を通して、1年次に設立した地域子どもの保護委員会等のさらなる能力強化を行う。

なお、これらの活動のうち、会議・研修形式の活動においては、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ会議・研修に集中して参加する環境を整えるため、飲料や軽食を提供する。また、参加者が会議やグループワークの際に使用するペンや紙などの文房具も提供する。

1-1. エンドライン調査

2年次の終盤に、対象3郡で世帯調査、フォーカスグループディスカッションおよび県・郡職員等へのインタビューを実施し、事業で設定する指標に関するデータを収集・分析する。1年次の終盤に収集したデータと、2年次事業終了時に収集するデータを比較することにより、活動の成果を測る。

1-2. 研修・啓発教材改訂のためのワークショップの開催(1回)

1年次で子どもの権利や子どもの保護の課題、課題を特定した場合の報告方法等に関する既存の研修・啓発教材を精査し、地域の実情にあった教材を作成している。2年次では、1年次の活動の成果や課題、地域住民の反応等を踏まえ、1年次に作成した研修・啓発教材を改訂するためのワークショップを、啓発活動を実施する地域子どもの保護委員会のメンバーやユニオンソーシャルワーカーを含む社会福祉局職員と共に開催する。

1-3. 地域子どもグループの設立・活動支援

1-3-1. 地域子どもグループに関するコンサルテーション

子どもの保護の課題に関する啓発活動や、子どもの保護の課題の特定に子どもの視点を取り入れるため、12歳から16歳の子どもたち約20人から構成される地域子どもグループを、19グループ¹⁸特定・設立する(1-3年次合計で57グループの設立を予定)。なお、学校等に既存の子どもクラブ等がある場合には、それらで代替するなど、グループの設立方法や役割については、子どもたちとともに検討する。

1-3-2. 地域子どもグループに対する研修(6回)

地域子どもグループ設立後、各グループの代表約7人に対して、2日間にわたる研修を実施する(年6回¹⁹)。研修では子どもの権利や、虐待や児童婚などの子どもの保護の課題、ジェンダー、心理社会的ウェルビーイング、1年次の地域子どもグループの活動状況等を踏まえ、特に強化すべき点について研修を行う。研修を受けた地域子どもグループの活動には事業スタッフやユニオン・市ファシリテーターが同席し活動の補佐およびフォローを行う。

¹⁸ 3年間で各ユニオン(コックスバザールサダー郡、イードガウ郡およびウキア郡の5ユニオン)に3つのグループを設立する。また、コックスバザールサダー郡内の市には12のグループを設立する。

¹⁹ 1回の研修あたり、3-4グループを対象に実施する。

1-3-3. 地域子どもグループの月次会合の実施

地域子どもグループの月次会合を実施する。月次会合では、啓発活動（後述）の計画や、地域における子どもの保護の課題について、子どもたちが中心となって話し合う。

1-4. 地域子どもの保護委員会の設立・活動支援

1-4-1. 地域子どもの保護委員会の設立

1グループあたり13人から構成される地域子どもの保護委員会を16委員会設立する（1-3年次合計で49委員会の設立を予定）²⁰。委員構成は、「子ども法(Children's Act 2013)」の規則案の規定に従う²¹。本委員会は、子どもの保護の課題の啓発活動を実施したり、子どもの保護の課題を特定し、自ら対応したり、必要に応じて他の支援機関に付託したりすることで、子どもの保護の課題の予防・対応を行う役割を果たす。

1-4-2. 地域子どもの保護委員会に対する研修（6回）

地域子どもの保護委員会設立後、同グループに対する研修を実施する（年6回²²）。研修では、子どもの権利・子どもの保護の基本や、地域子どもの保護委員会の役割、子どもの保護の課題の特定・付託方法、政府機関との連携、ジェンダーなどに加え、1年次の地域子どもの保護委員会の活動状況等を踏まえ、特に強化すべき点について研修を行う。研修を受けた地域子どもの保護委員会の活動には事業スタッフやユニオン・市ファシリテーターが同席し活動の補佐およびフォローを行う。

1-4-3. 地域子どもの保護委員会の月次会合の実施

地域子どもグループの月次会合を実施する。月次会合では、啓発活動（後述）の計画や特定された子どもの保護の課題への対応方法などについて話し合う。

1-5. ユニオン・市ファシリテーターの任命・能力強化

1-5-1. ユニオン・市ファシリテーターの活動支援

1年次に任命したユニオン・市ファシリテーターが、ユニオンソーシャルワーカーの業務の補佐や地域グループの取り組みをフォローできるよう、活動支援を行う。

1-5-2. ユニオン・市ファシリテーターの能力強化（1回）

ユニオン・市ファシリテーターに対して、子どもの権利や子どもの保護システム、地域子どもグループや地域子どもの保護委員会の役割等に関するリフレッシュ研修を実施する（1回）。上記内容に加え、1年次のユニオン・市ファシリテーターの活動状況等を踏まえ、特に強化すべき点についても研修内容に盛り込む。

1-5-3. ユニオン・市ファシリテーターによる家庭訪問の実施

ユニオン・市ファシリテーターが家庭訪問を行い、地域子どもグループ、地域子ども

²⁰ 3年間で各ユニオン（コックスバザールサダール郡、イードガウ郡およびウキア郡の5ユニオン）に3つの委員会を設立する。また、コックスバザールサダール郡内の市には4つの委員会を設立する。

²¹ 具体的には、1. ユニオンの住民からの選出者（委員長）2. ユニオンの住民からの選出者（副委員長）、3. 学校の教員 4. ユニオンあるいは市の保健ワーカー5. 村防衛隊（Ansar and Village Defense Party）の長 6. 退職した行政官 7. 宗教指導者 8. 青年期の男子 9. 青年期の女子 10. 11. 地域の影響力のある住民（2人） 12. NGO代表 13. ユニオンソーシャルワーカー（書記）が構成員として規定されている。

²² 各委員会のうち約7-8人の参加を想定し、1回あたり約20人を対象に研修を実施する。

もの保護委員会の活動状況を確認したり、地域の子どもたちの状況をユニオンソーシャルワーカーとともに確認したりする。本活動を実施することで、地域住民による活動を活性化させたり、ユニオンソーシャルワーカーの役割を補完したりする。

1-6. コミュニティセンターの設置

各ユニオンおよび市にコミュニティセンターを設置する（15 か所設置予定²³）。同センターは、地域子どもグループや地域子どもの保護委員会の会合場所、啓発活動の実施場所、さらには子ども自身を含む地域住民が子どもの権利や保護について自由に話し合うことのできる拠点とし、会議室、面談・交流スペース等として活用する。ユニオンおよび市のレベルで設置することにより、地域子どもの保護委員会が地域の状況を把握し、子どもの保護の課題に迅速に対応でき、さらに、地域住民が子どもの保護に関する課題をより身近に感じ、かつ支援を受けられるようになる。センターの仕様は、屋根をトタン、壁をレンガ造りとし、耐久年数は15-20年を想定している。設置に当たっては、セーブ・ザ・チルドレンのエンジニアが設計・建設の管理を担い、設置作業に問題・瑕疵がないか確認する。全ユニオンに設置することで、地域住民や事業スタッフが本センターを日々活用し、地域密着型の支援活動を可能にする。行政の予算的な制約を踏まえ、事業対象地内の各ユニオンへのコミュニティセンターの設置は本事業で実施するが、事業終了後はユニオンレベルの地方行政機関（Local Government Institutions、以下LGI）²⁴に引継ぎ、子どもの保護の活動拠点として持続的に利用されるよう、現地行政と調整を行う。これらの引き渡しおよび事業終了後の運営管理については、建設前に文書にて合意する。

1-7. 子どもの権利や子どもの保護体制に関する啓発活動

1-7-1. 啓発ポスター等の作成

啓発活動時に使用したり、学校等の子どもや養育者が頻繁に訪れる場所に掲示したりするため、子どもの保護に関する課題などについて記載した、ポスター・リーフレット・ステッカーなどを作成する。

1-7-2. ユースファシリテーターの育成（4回）

啓発活動を実施する子どもたちを、ユースファシリテーターとして選抜し、育成する。本ファシリテーターは、1.1の地域子どもグループの中から、子どもたち自身が選抜する。2年次では、ケースの特定、報告方法に加え、1年次のユースファシリテーターの活動状況等を踏まえ、特に強化すべき点について研修や活動の支援を行う。

1-7-3. 地域住民に対する啓発セッションの実施（延べ1480回）

地域の全世帯を対象に、子どもの権利や子どもの保護の課題、その報告方法等に関する啓発セッションを実施する。1セッションあたり25-30世帯が参加（各世帯のうち代表1人が参加）する²⁵。セッションは、1年次はユニオン・市ファシリテーターが実施するが、2年次は同ファシリテーターに加え、地域子どもの保護委員会

²³ 各ユニオン（コックスバザールサダール郡、イードガウ郡、およびウキア郡の5ユニオン）で計15か所に設置する。

²⁴ 地方行政機関（Local Government Institutions）は、リーダー1人、その他12人のメンバー（内3人以上が女性）から構成される。

²⁵ 事業地の3郡の人口は758,289人であり、1世帯あたり6人と仮定すると、126,382世帯である。1セッションあたり25人-30人参加し、また、各世帯2回のセッションに参加するため、約8,880回のセッションを実施。1年次に1,480回、2年次・3年次に各1,480回のセッションを計画している。

も実施することを計画している。

1-7-4. 演劇等を通じた啓発キャンペーンの実施

活動 1-7-2. で育成したユースファシリテーターが、演劇等を通じた子どもの保護の啓発キャンペーンを実施する(延べ 49 回)²⁶。なお、子どもの権利週間などの子どもの保護に関する記念日には 1 年次の活動を踏まえ、対象地域に特有の子どもの保護の課題について取り上げるなど、地域の状況に合わせた啓発キャンペーンを行う(年 2 回)。

1-7-5. ユニオンレベルの地方行政機関構成員とのセッションの実施(17回)

各ユニオンでは、住民により地方行政機関(注釈 39 に記載の LGI)の構成員が選出されており、ユニオンの住民に対して影響力をもつ。これらの地方行政機関構成員に子どもの権利や子どもの保護の課題等に関するセッションを行う(年 17 回)²⁷。1 年次の活動を踏まえ、対象地域に特有の子どもの保護の課題や LGI の果たすべき役割について取り上げる。

1-7-6. 宗教指導者とのワークショップおよびモスク用リーフレットの作成(5回)

宗教指導者に対して、子どもの権利や子どもの保護の課題等に関するワークショップを実施する(年 5 回)²⁸。本ワークショップは、活動 1-6. にてコミュニティセンターを設置した後、同センターで実施予定である。1 年次での活動実施状況等を踏まえ、更なる理解促進が必要なトピックを取り扱う。また、宗教指導者が地域住民に対して子どもの権利の重要性を伝える際に活用できるよう、宗教指導者と連携のもと、子どもの権利および子どもの保護の課題に関するリーフレットを作成し、モスクに配布する。

1-7-7. 学校における子どもの保護に関するワークショップなどの開催(4回)

小・中学校において、教員 2 人を子どもの保護担当者として任命し、各学校において子どもの権利や子どもの保護について啓発活動を行う。また、本担当者は学校内の子どもの保護の課題に関する報告窓口になる。これらの教員に対して、子どもの権利や体罰等に関するワークショップを実施する(年 4 回)²⁹。本ワークショップは、活動 1-6. にてコミュニティセンターを設置した後、同センターにて実施予定である。1 年次の活動状況等を踏まえ、更なる理解促進が必要なトピックを中心に扱う。また、学校に通う子どもたちに対して、子どもの保護に関する啓発セッションを実施する。

1.8 子どもの保護に関する課題の報告・苦情対応メカニズムの強化

1-8-1. 子どもの保護に関する課題の報告ホットラインについての調整会合の実施(2回)

子どもの保護に関する報告ホットライン³⁰を運営する社会福祉省などとともに、ホットラインの利用状況や報告事案数等に関して協議するための会合を開催する(半

²⁶ 各ユニオン(コックスバザールサダール郡、イードガウ郡およびウキア郡の 5 ユニオン)で 3 回、市で 4 回の計 49 回の実施を計画している。

²⁷ 各ユニオン(コックスバザールサダール郡、イードガウ郡およびウキア郡の 5 ユニオン)で 1 回、市で 2 回実施する。

²⁸ コックスバザールサダール郡とイードガウ郡を併せて 2 回およびウキア郡で 2 回、コックスバザール県で 1 回実施する。

²⁹ 小学校で 2 回、中学校で 2 回実施する。

³⁰ 社会福祉省では、1098 という番号を設定し、子どもの保護に関する報告を受け付けている。2015 年から 2018 年の 3 年間で 229,464 回の報告があった。

年に1回)。本会合では、コックスバザール県における子どもの保護の課題の報告状況などを確認し、啓発活動に活かす。

1-8-2. 子どもの保護に関する課題の報告方法周知のための掲示板・ステッカーの作成

虐待や児童婚のリスクなど、子どもの保護に関する主要なメッセージや、報告ホットラインの利用方法等を周知するため、掲示板およびステッカーを作成し、学校等の子どもや養育者が頻りに訪れる場所に設置・配布する。2年次では、1年次に設置・配布した地域とは異なる地域を対象とする。

1-8-3. 事業に対する意見箱の設置

本事業に関する苦情や意見を匿名で投函することができる意見箱を、学校や地域住民の集まる場所に計17箱設置する。投函された意見は定期的に収集され、意見を踏まえた改善策について地域住民にフィードバックを行う。2年次では、1年次に設置した地域とは異なる地域に設置する。

1-8-4. 子どもの保護システムに関するフィードバックセッションの開催 (19回)

地域における子どもの保護システムについて、事業スタッフと地域住民が、直接、意見交換できるフィードバックセッションを開催する（年19回³¹）。

2. 行政の子どもの保護システムの強化

本コンポーネントは1年次に活動の開始、2年次に活動の強化、3年次に活動の定着を目指している。1年次にケースマネジメントの標準業務手順書最終化、行政職員・子どもの保護関係機関への能力強化を実施することで、子どもの保護システムの素地を形成している。2年次では、応用的な内容の研修や1年次に研修を行った行政職員への活動支援を行い、行政職員・子どもの保護関係機関のさらなる能力強化および行政の子どもの保護システムの強化を行う。

なお、これらの活動のうち、会議・研修形式の活動においては、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ会議・研修に集中して参加する環境を整えるため、飲料や軽食を提供する。また、参加者が会議やグループワークの際に使用するペンや紙などの文房具も提供する。

2-1. エンドライン調査

事業終盤に、対象3郡で世帯調査、フォーカスグループディスカッションおよび県・郡職員等へのインタビューを実施し、事業で設定する指標に関するデータを収集・分析する。1年次終盤に収集したデータと、2年次事業終了時に収集するデータを比較することにより、活動の成果を測る。

2-2. ケースマネジメントシステムの強化

2-2-1. ケースマネジメントシステムの標準業務手順書 (Standard Operational Procedure, SOP) のレビューワークショップの開催 (1回)

1年次で社会福祉局が作成しているSOPの改訂を行っている。その上で、2年次には1年次の学びを踏まえ、再レビューを行うためのワークショップを行政職員に

³¹ 1市および15ユニオンにおいて各1回実施するとともに、郡レベルで各1回（ウキア郡、コックスバザールサダール郡、イードガウ郡の計4回）実施する。

対して開催する（1回）。

2-2-2. 子どもの保護に関わる機関等のマッピングの実施（12回）

1年次後半で子どもの保護に関わる支援団体や医療施設等のマッピングを行い、支援を必要とする子どものつなぎ先を明示する付託経路表を作成する予定である。2年次では、引き続き子ども支援に関わる関係機関との連携強化のための会合（9回³²⁾）を開催するとともに、1年次に作成した付託経路表の更新を行う。

2-2-3. 郡・ユニオンレベルでの子どもの保護に関わる機関等との個別会合の実施（延べ240回）

支援団体や代替監護施設などの各子ども保護関係機関と、セーブ・ザ・チルドレンおよび提携団体・社会福祉局との間の個別会合を開催する³³⁾。本会合は、関係機関との関係構築や、社会福祉局が関係機関へケースを付託した後の対応のフォローアップ等を目的に実施する。本活動は、支援を必要とする子どもおよびその家族が、県・郡・ユニオンレベルの地方行政機関（活動1-7-5.に記載のLGI）が提供する社会保障プログラムに登録されるようにするための調整会合を含む。

2-2-4. 郡レベルのケース検討会議の実施のためのハード面の支援

2年次では、新たに設置されたイードガウ郡の社会福祉局の事務所で、ケース検討会議が実施できるよう、パソコンや椅子・机を整備する。ケース検討会議とは、特にリスクの高いケースについて、関係者が対応を協議するものであり、ユニオンソーシャルワーカー、社会福祉局職員、郡行政長³⁴⁾、郡レベルの教育・保健担当者、保護司、子ども担当警察官等が参加する。本会合は、秘匿性の高い情報を扱うため、会議室を整備する必要がある。なお、ケース検討会議の開催は、ケースマネジメントにおいて不可欠なプロセスであり、ケースマネジメントの体制整備と同時に、検討会議を開催することができなければ、活動の成果を生み出すことができない一方、行政の予算の関係上、すぐに会議に必要な備品を整備することは困難である。そのため、必要最低限の整備を本事業で実施したのち、追加の整備については行政が担うこととする。

2-2-5. 郡レベルのケース検討会議の実施のためのソフト面の支援

上述のケース検討会議に関し、議題の設定や子どもの状況の整理、対応の協議などについて、主に社会福祉局職員の業務を、専門的な知見をもった当会および提携団体の職員が補佐する。

2-2-6. 緊急の子どもの保護支援の提供

子どもの保護に関する課題について、緊急時の対応が必要となり、行政や関係機関が対応できない場合に、セーブ・ザ・チルドレンおよび提携団体により直接支援を提供する。セーブ・ザ・チルドレンおよび提携団体の職員は、緊急支援が必要とする子どもに関する情報を得た場合、現地事業総括およびプロジェクト・マネージャーに報告・協議を行い、上記で策定したケースマネジメントのSOPに沿って必要な対応を速やかに行う。具体的には、児童労働や児童婚などの子どもの保護に関するケースへの対応や、新型コロナウイルス感染症によるロックダウン等の影響を踏

³²⁾ 4か月に一度、県レベルで1回、郡レベルで1回（3郡で3回）実施を想定。

³³⁾ 1年で240回の個別会合の開催を想定。

まえ、心理社会的支援の提供などを想定している。

2-3. 行政職員・子どもの保護関係機関の能力強化

2-3-1. 国立社会福祉アカデミー等の研修パッケージのレビュー（4回）

1年次でレビュー・内容追加をした既存の研修パッケージに対して、1年次後半に予定している研修の学びを踏まえ、国立社会福祉アカデミー等との会合を開催し研修内容の改訂作業を行う。

2-3-2. 社会福祉局の研修実施者への研修の実施（2回）

社会福祉局の研修実施者に対して、同局と事前に協議を行い、子どもの保護システムやケースマネジメント、1年次の研修内容の復習および応用的な内容等について、研修を実施する（2回）。本研修を受講した職員が、セーブ・ザ・チルドレンや提携団体の職員とともに、県・郡における研修を行う。

2-3-3. 子どもの保護システムに関するオリエンテーションの実施（2回）

社会福祉局職員、保護司、郡行政長、警察、教育担当官、保健担当官、代替監護施設の職員等に対して、子どもの保護システムおよびそれぞれの職員が子どもの保護において果たす役割に関して、子どもの最善の利益、年齢・ジェンダーを踏まえた子どもの保護に関する課題への対応、付託経路といった、より強化すべき点について研修を行う（2回）。

2-3-4. 社会福祉局職員および保護司に対する研修の実施（1回）

ケースマネジメントについて、社会福祉局職員および保護司に対する研修を実施する（1回）。具体的には、ケースマネジメントの基本的な手順、支援計画をレビューする方法、データの収集・分析方法、ケースの記録、付託、ケース終結の方法、心理社会的支援といった1年次の研修内容の復習および応用的な内容等について研修を行う。

2-3-5. ユニオンソーシャルワーカーに対する研修の実施（2回）

ケースマネジメントについて、ユニオンソーシャルワーカーに対する研修を実施する（2回）。具体的には、支援の必要な子どもの特定方法、支援計画の立て方、ケース記録票の書き方、ケース終結の方法等、ケースマネジメントの手順、性別およびジェンダーに基づく暴力への対応、心理社会的支援、代替監護といった1年次の研修内容の復習および応用的な内容等について研修を行う。

2-3-6. 子どもの保護支援を実施する機関に対する研修の実施（2回）

保健施設など、必要に応じて子どもを付託することとなる関係機関に対して、ケースマネジメントに関する研修を実施する（2回）。具体的には、ケースマネジメントの手順に関する基本や、付託された場合の対応等、支援機関が把握すべき事項、行政・NGOを含めた支援機関間による連携強化、心理社会的応急措置など強化すべき内容について研修を行う。

2-3-7. 司法職員に対する研修の実施（1回）

被害者および加害者として司法プロセスに関与する子どもの最善の利益が守られるよう、警察や検察等に対して、研修を実施する（1回）。具体的には虐待や性暴力を受けた子どもへの対応、司法プロセスに関与する子どもに対して配慮すべき事項、代替的措置、心理的応急処置等、より強化すべき点について研修を行う。

2-3-8. 社会福祉局職員および代替監護施設長に対する研修の実施（1回）

社会福祉局および代替監護施設長に対して、代替監護システムに関する研修を実施する。具体的には、代替監護の要否を判断する基準や、代替監護施設における子どもの保護、子どもとのコミュニケーション、心理社会的支援といった1年次の事業の学びから強化すべき点について研修を行う（1回）。

2-3-9. 代替監護施設の職員に対する研修の実施（1回）

代替監護施設の職員に対して、子どもの保護に関する法的枠組み、子どもの最善の利益、代替監護施設における子どもの保護、1年次の事業の学びを含め、ポジティブディシプリン等のより強化すべき点について研修を行う（1回）。

2-4. 子ども福祉協議会（Child Welfare Board）の機能強化

2-4-1. 県・郡レベルの子ども福祉協議会に対する研修（4回）

子ども福祉協議会のメンバーに対して、子どもの保護システムおよび子ども福祉協議会の役割等について研修を実施する（1県・3郡で各1回³⁵）。

2-4-2. 子ども福祉協議会のキックオフ会合の開催

2年次では、新たに設置されたイードガウ郡において、子ども福祉協議会のキックオフ会合を開催する。本会合では、本協議会の役割や参加者、開催頻度等の確認を行い、規定に沿った開催の素地を固める（1回）。

2-4-3. 子ども福祉協議会の四半期会合の開催支援（16回）

県・郡レベルの子ども福祉協議会の開催支援を行う。具体的には、会議運営者である社会福祉局職員による会議設定・運営などの補助を行う。（県・各郡でそれぞれ4回）

3. 子どもの保護システム強化に関する政策提言

本活動は1年次に行政機関との関係構築、2年次に本事業の学びの文書化、政策提言の実施、3年次に本事業の学びの他地域での共有を目指している。2年次では、1年次のコンポーネント1および2の活動の成果や学びを、定期的な会合において県・郡レベルで共有することに加え、コスト分析を行い予算確保のための政策提言会合を実施する。

なお、これらの活動のうち、会議・研修形式の活動においては、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ会議・研修に集中して参加する環境を整えるため、飲料や軽食を提供する。また、参加者が会議やグループワークの際に使用するペンや紙などの文房具も提供する。

3-1. 事業成果や学びの共有および文書化

3-1-1. 事業成果や学びの共有会合（年次会合1回、定期会合12回）

コックスバザール県において、事業の成果や学びを共有する会合を実施する（1回）。特に、ケースマネジメントのSOPや子ども福祉協議会の活動など、県レベルの子どもの保護の取り組みについて共有する。また、郡レベルでも同様の会合を実施し、特に、ケースマネジメントの実施状況や地域子どもの保護委員会の活動等について共有する（各郡4回）。

³⁵ コックスバザールサダール郡がコックスバザールサダール郡とイードガウ郡の2つの郡に分割されたため、ウキア郡と併せて3郡を対象予定。

3-1-2. 事業成果や学びの文書化

事業成果および学びについて、政策提言への活用も踏まえ、外部公開用として、文書にまとめる。文書化する際には、ジェンダー等の観点からも分析を行い、子どもの保護システムの強化について、多角的な観点から学びを総括する。

3-2. 予算確保に向けた政策提言

3-2-1. 県・郡レベルの子どもの保護システムのコスト分析

1年次の活動を参考に、子どもの保護システムを機能させるために必要な人件費や会合開催費等の必要な予算を算出する。活動 3-2-2. で活用するため、県・郡あたりに必要な予算を算出し、資料にまとめる。

3-2-2. 子どもの保護システムに関する予算確保のための政策提言会合の実施（1回）

予算の確保に重要な役割を果たす財務省や計画省に対して、子どもの保護システムの重要性やシステム強化・維持にかかる予算確保の必要性について政策提言会合を実施する。

3-3. 関係機関との関係構築および政策提言

3-3-1. 事業運営委員会の形成および定期会合の実施（4回）

セーブ・ザ・チルドレン、社会福祉局および提携団体との間で事業運営委員会を形成し、事業期間中、四半期に一度、会合を実施する。本会合では、事業が円滑に実施されるよう、事業計画、進捗・成果、課題等を議論する。

3-3-2. 県レベルの事業開始イベントおよび県・郡レベルの事業完了イベントの実施

2年次では活動なし。

3-3-3. 関係省庁、支援機関との個別会合の実施（4回）

社会福祉省を含む関係省庁や国連、NGO等との個別会合を国レベルで定期的に実施し、各機関の活動への理解と協力を得る（4回）。

3-3-4. 議員および関係省庁との政策提言会合の実施（3回）

議員および関係省庁に対し、子どもの保護システム強化の重要性を訴える政策提言会合を実施する。（3回）。

3-3-5. マスメディアへの成果・学びの共有（1回）

新聞社等のマスメディアに対して、事業の成果や学びを共有するイベントを実施する（1回）。これにより、新聞等を通し、子どもの保護システムの重要性や本事業の成果が、バングラデシュ国内に広く伝わることを期待される。

3-3-6. 政策決定者の事業地訪問（1回）

社会福祉局の局長や議員など、政策決定に重要な役割を果たす職員に事業地を訪問してもらい、子どもの保護システムの重要性や、システム強化に必要な取り組みに対する理解を得る。

	<p>直接裨益者数（2年次）：43,421人（男性：15,524人、女性：22,517人、男の子：2,635人、女の子：2,745人）</p> <p>間接裨益者数（2年次）：131,802人（男性：20,853人、女性：30,205人、男の子：40,390人、女の子：40,353人）</p>
(6) 期待される成果と成果を測る指標	<p>2年次の期待される成果と成果を測る指標は以下の通り：</p> <p>1. 地域住民主体の子どもの保護システムの構築・強化</p> <p>成果 1) 地域住民主体の取り組みにより、子どもの保護の課題に関する啓発活動および支援を必要とする子どもたちへの対応が強化される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 1-1. 虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害を受けた子ども³⁶のうち、地域子どもの保護委員会に対して支援を求めた子どもの割合（目標値：65%）[確認方法：世帯調査（サンプル調査）] ・指標 1-2. 虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害を受けた子ども³⁷のうち、地域子どもの保護委員会による支援を受けることができた子どもの割合（目標値：45%）[確認方法：世帯調査（サンプル調査）] <p>2. 行政の子どもの保護システムの強化</p> <p>成果 2) 県・郡行政による、保護の課題を抱える子どもたちへの対応が強化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 2-1. 行政(社会福祉局)による支援を必要としていた子ども³⁸のうち、標準業務手順書(Standard Operational Procedure、SOP)に沿った支援を受けることができた子どもの割合(目標値：55%) [確認方法：ケースマネジメントの記録・その他支援記録のレビュー] ・指標 2-2. 社会福祉局職員により、ケース数等ケースマネジメントの対応状況が報告された子ども福祉協議会の定期会合の回数(目標値：8回³⁹) [確認方法：子ども福祉協議会定期会合議事録] ・指標 2-3. 行政(社会福祉局)に支援を求めた地域住民⁴⁰のうち、行政(社会福祉局)による支援によって便益を受けることができています/できたと考える地域住民の割合(目標値：55%) [確認方法：世帯調査(サンプル調査)] <p>3. 子どもの保護システム強化に関する政策提言</p> <p>成果 3) 子どもの保護システムに関する事業の学びが文書化され、政策提言に活</p>

³⁶ 無作為抽出で世帯調査を行い、虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害を受けた子ども、そのうち支援を求めた子ども、さらにそのうち地域子どもの保護委員会に対して支援を求めた子どもを特定する。虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害を受けた子どものうち、地域子どもの保護委員会に対して支援を求めた子どもの割合を算出する。

³⁷ 上記同様に、虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害を受けた子どものうち、地域子どもの保護委員会による支援を受けることができた子どもの割合を算出する。

³⁸ ケースマネジメントの記録・その他支援記録に記載のある支援対象となった子ども

³⁹ 子ども福祉協議会の定期会合は四半期ごとに開催されるのが理想的であるが、現状不定期で年に1回程度しか開催されていない。そのため子ども福祉協議会の定期会合が各県・郡で四半期ごとに開催されることを支援しつつ、社会福祉局職員により、ケース数等ケースマネジメントの対応状況が報告されることを目指す。

⁴⁰ 無作為抽出で世帯調査を行い、虐待やネグレクト、搾取、暴力などに関して支援を求めた地域住民(子どもを含む)を特定する。その地域住民(子どもを含む)への聞き取り調査から、行政(社会福祉局)による支援によって便益を受けることができています/できたと考える地域住民の割合を算出する。

	<p>かされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 3-1. 本事業のグッドプラクティスや学びが文書化される [確認方法：報告書]
<p>(7) 持続発展性</p>	<p>本事業終了後の3~4年後、対象地域において、子どもの保護の課題への対応に改善が見られることが期待される。社会福祉局等からの情報収集を通して、虐待等の被害を受ける子どもおよびその子ども・家族への対応状況を確認する。</p> <p>各活動に係る持続発展性は以下のとおり</p> <p><u>地域子どもグループおよび地域子どもの保護委員会の設立・育成：</u></p> <p>本事業は、地域子どもグループおよび地域子どもの保護委員会の設立・育成を通して、子どもの保護の課題の特定および対応体制を整備するものである。当会の職員が直接課題に対応するのではなく、地域のグループの能力強化に重点をおくため、事業終了後も、地域住民自身によって、子どもの保護の課題への対応が行われることが期待される。また、本事業で設置するコミュニティセンターについては、事業終了後はユニオンレベルの地方行政機関 (Local Government Institutions) に引継ぎ、子どもの保護の活動拠点として、持続的に利用されるようにする。</p> <p><u>行政の能力強化および調整メカニズムの確立：</u></p> <p>行政職員の能力強化および子ども福祉協議会等の体制の活性化により、事業終了後も、行政により、子どもの保護の課題への対応がなされることが期待される。これらの取り組みは2013年に制定された「子ども法(Children's Act 2013)」に沿ったものである。また、子ども支援を実施する関係機関がネットワークを築き、県・郡における多層的な子どもの保護システムが定着することにより、持続的な子どもの保護支援の提供が可能となる。</p> <p><u>国レベルの政策提言の実施：</u></p> <p>事業形成時から社会福祉局と合同で調査を実施し、事業計画を立案するとともに、事業開始後も、行政組織および関連する支援組織との連携を継続する。また事業の学びを文書化し、県・郡レベルだけでなく、国レベルで共有することにより、本事業がバングラデシュにおける子どもの保護システム構築のモデルとなり、他地域にも応用されることが期待される。</p> <p><u>難民およびホスト・コミュニティ双方への支援の促進：</u></p> <p>バングラデシュにおける難民支援を統括する Inter Sector Coordination Group (ISCG) 発行の “Joint Response Plan, Rohingya Humanitarian Crisis, January–December 2021” にて、ホスト・コミュニティの支援が戦略目標の一つとして掲げられている通り⁴¹、難民支援が長期化する中で、ホスト・コミュニティにおける支援強化がより一層求められるようになってきている。また、2016年5月に開催された「世界人道サミット」にて合意された「グランド・バーゲン」⁴²にお</p>

⁴¹ 「Joint Response Plan Rohingya Humanitarian Crisis 2021 (ロヒンギャ人道危機合同対応計画 2021)」の4つの戦略目標のうち、戦略目標3として、「ウキア郡およびテクナフ郡のホスト・コミュニティのウェルビーイングの醸成」が掲げられている。具体的には、バングラデシュ政府および影響を受けた人々との密接な協力および多数のロヒンギャ難民を受け入れることによる両郡への影響を軽減するという精神の下、質の高いサービスへの平等なアクセスの促進、ロヒンギャ難民とホスト・コミュニティの人々との間の潜在的な緊張の緩和、システムおよび能力強化に基づく公共サービスインフラおよびサービス提供力の強化、ホスト・コミュニティの持続可能な生計手段確保の支援、環境およびエコシステムの再建が掲げられている。

⁴² 2016年5月に開催された「世界人道サミット」にて、主要なドナーと国際機関が効率的な資金拠出および支出方法などに関して合意したものの。①人道資金の透明性向上、②当該国・地域のアクターへの支援の強化、③現金給付支援の強化、④管理費の削減、⑤合同ニーズアセスメントの改善、⑥人道活動の意思決定プロセスにおける被災者の参加促進、⑦複数年度にわたる資金拠出の増加、⑧イマール・ネットワークの削減、⑨事業報告の統一化・簡素化の目標が掲げられた。

<p>いても、影響を受けた地域および国の能力強化等に資源を投入すること等を指すローカライゼーションが目標の一つとして掲げられている。本事業により、子どもの保護の課題に対する地域・行政の対応能力が強化することは、これらの国際潮流に合致するものであり、将来的には地域および行政により、子どもたちが保護の課題から守られることが期待される。</p>
--

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください。)